

犬を飼われている方へのお願い

○犬は、必ずつないで飼ってください。

最近、犬の放し飼いにより、「安心して近所を歩けない」「子供が犬に追われた」「畑が荒らされた」などの苦情が数多く寄せられています。

「うちの犬は人に慣れているから大丈夫」など、安易な気持ちで放し飼いをされている例が見受けられますが、その行為が周りの方に多大な迷惑をかけています。犬の放し飼いは絶対にしないでください。

○犬の散歩はマナーをお守りください。

犬の散歩は、必ずつないで行ってください。

また、道路や家の周り、畑などに犬のフンがそのままあるという苦情も数多く寄せられています。自分一人だけなら大丈夫という気持ちをなくし、犬の散歩の時はビニール袋等を準備し、犬が散歩途中でしたフンは、飼い主の方が責任を持って処理をしてください。

○犬を飼うときには、町への手続きが必要となります。

次の場合は、必ず役場環境水道課の窓口で手続きをしてください。

区 分	手続名	手数料
新しく犬を飼い始めたとき または、子犬が生まれ91日以上経過したとき	登録申請	3,000円
病気や事故等で犬が死んだとき	死亡届	無 料
飼い主の住所や犬の所在地が変わったとき	変更届	無 料
町で実施する狂犬病予防注射を受けずに、 個人で獣医師による狂犬病予防注射を受けたとき	注射済届	550円

（お問合せ先 太良町環境水道課 環境係
TEL 67-0792（直））